

## 高知県認定こども園施設整備費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県認定こども園施設整備費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、幼児教育と保育を一体的に提供する認定こども園の設置を促進し、子どもを安心して育てることができる体制の整備を図るため、市町村、私立保育所設置者、私立幼稚園設置者及び認可外保育施設設置者(以下「補助事業者」という。)が行う次の各号に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して、予算の範囲内で補助する。

- (1) 国庫補助事業(別表第1)
- (2) 県単事業(別表第2)
- (3) 安心こども基金事業(別表第3)

### (補助対象経費、補助基準額)

第3条 補助事業の内容、補助対象経費及び補助基準額等については、別表第1から別表第3までに定めるとおりとする。

### (申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式とし、高知県教育長(以下「教育長」という。)に提出するものとする。

### (補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を当該事業の目的以外の用途に使用してはならないこと。
- (2) 補助金の内容又は経費の配分等の変更をする場合は、事前に別記第2号様式による内容変更承認申請書を提出して承認を受けること。ただし、構造及び面積の変更を伴わない軽微な変更で補助金額の変更がない場合又は補助対象経費の20パーセント以内の減額を行うとき(補助金額の減額が200万円を超えるときを除く。)は、この限りでない。
- (3) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない、間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を提出して承認を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに教育長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (7) 補助金及び補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、これを補助事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

- (8) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (9) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に教育長の承認を受けなければならないこと。
- (10) 前号の規定により教育長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (11) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (12) 県税について滞納がないことを証する書面を提出しなければならない。
- (13) 市町村は、間接補助金の交付に際して、間接補助事業者に対して前各号に掲げる条件を付さなければならない。

#### （交付決定）

第6条 教育長は、第4条による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者へ通知するものとする。

#### （事業の着手）

第7条 事業の着手は、補助金交付決定通知に基づき行うものとする。

#### （事業実績報告）

第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告書の様式は別記第4号様式とし、補助事業完了の日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までに、教育長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第11号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第11号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を別記第5号様式により速やかに教育長に報告しなければならない。この場合において、教育長は、当該報告を受けて、当該金額の返還を命ずるものとする。

#### （補助金の交付）

第9条 教育長は、前条第1項の事業実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに当該補助事業を検査し、交付すべき額を確定した後に交付するものとする。

#### （決定の取り消し）

第10条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。
- (3) 第5条第1号、第2号若しくは第4号の規定に違反したとき又は第8条の規定による報告

をせず、補助事業の内容を確認することができないとき。

(県産材の使用)

第11条 補助事業者は、施設の木造化及び木質化に取り組み、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

(グリーン購入)

第12条 補助事業者は補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」(平成13年3月26日策定)に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 補助対象事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(ひとにやさしいまちづくり)

第14条 補助事業者は補助事業の実施に当たり、高知県ひとにやさしいまちづくり条例(平成9年高知県条例第1号)に基づき、安全かつ快適に利用することができるよう配慮し、及び整備をすよう努めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月13日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第7号から第10号まで、第8条第3項、第10条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成28年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

なお、第2条第1号に掲げる事業については、新たな募集は行わないこととする。

別表第 1（第 2 条、第 3 条関係）（国庫補助事業）

1 補助事業者  
市町村

2 補助対象事業  
施設の設置主体（事業者）が実施する認定こども園の施設整備に対して助成する事業

3 内容

(1) 定義

この表において使用する用語の意義は、次の表に掲げるとおりとする。

用 語	意 義
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 24 年法律第 66 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に規定する施設
保育所型認定こども園	認定こども園法第 3 条第 2 項第 2 号に規定する施設
幼稚園型認定こども園	認定こども園法第 3 条第 2 項第 1 号又は第 4 項第 1 号に規定する施設
幼稚園	学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する施設

(2) 整備対象施設

ア 新設、修理、改造

- ① 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分（以下「学校教育部分」という。）
- ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- ③ 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園

イ 整備

- ① 幼稚園型認定こども園

(3) 整備内容

(2) アの①、②及び③の新設、修理、改造、(2) イの①の整備とする。この表において、「施設整備」とは、次の種類ごとに掲げる整備区分、内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	・新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	・既存施設について別紙 1 に定める対象事業に係る整備をすること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて附帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築 増改築 改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。

整備	防犯対策整備	・施設の防犯対策を強化するため、非常通報装置・防犯カメラ設置や外構等の設置修繕等必要な安全対策に係る整備をすること。
----	--------	--

- (4) 施設の設置主体（事業者）  
学校法人又は社会福祉法人

#### 4 補助金額の算定方法

- (1) 補助金額については、市町村が域内の施設の設置主体による認定こども園の施設整備事業について、補助対象経費の4分の1以内で補助を行うとき、これに対して補助対象経費の2分の1以内を補助金として交付する。
- (2) 補助対象事業に対する補助金額は、次の(a)により算出した額の合計額と(b)により算出した額の合計額を比較していずれか小さい方の額とする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (a) 補助対象事業について、工事請負契約等を締結する単位ごとに、別紙2（算定基準表）、別紙3（補助基準額表）で定める基準により算出した額
- (b) 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別紙2（算定基準表）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない方の額に2分の1を乗じた額

#### 5 対象経費

別紙2（算定基準）で定める対象経費のとおり。

#### 6 留意事項

- (1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。
- ① 土地の買収又は整地に関する費用
  - ② 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
  - ③ 職員の宿舎に要する費用
  - ④ その他施設整備費として適当と認められない費用
- (2) 次に掲げる事項を交付する場合の条件とする。
- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園のいずれかであること。（新設は除く。）
  - ② 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分については、認定こども園法第3条第1項に基づく県の認定を受けること。  
ただし、交付決定をした年度内に上記の要件を満たさなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずるものとする。
  - ③ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分の施設整備についても交付対象とすること。  
ただし、施設整備終了後に幼稚園型認定こども園として認定されなかった場合は、原則として、補助条件違反として交付額の返還を命ずること。
  - ④ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分及び保育所型認定こども園の認可保育所部分（認可保育所を新設することにより、新たに幼保連携型認定こども園及び保育所型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分（保育所機能部分を新設することにより、新たに幼稚園型認定こども園の認可・認定を受ける場合を含む。）については、保育所等整備交付金（厚生労働省所管）又は安心こども基金（厚生労働省分）により整備を行うこと。

- ⑤ 幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の認定こども園が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象となり得るものであること。

(3) 財産処分について

- ① この補助金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成31年3月29日30文科初第1368号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、事前に相談すること。
- ② この補助金により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、事前に相談すること。

## 別表第2（第2条、第3条関係）（県単事業）

### 1 補助事業者

私立保育所設置者・私立幼稚園設置者・認可外保育施設設置者

### 2 補助対象事業

補助事業者が行う次の各号に掲げる事業とする。

- （1）子育て支援の事業の実施に必要な施設・設備の整備事業
- （2）私立幼稚園併設の認可外保育施設の施設・設備の整備事業
- （3）調理室の施設・設備の整備事業

### 3 補助対象経費、補助基準額及び補助率

「2 補助対象事業」における補助対象経費、補助基準額及び補助率は別紙4のとおりとする。

### 4 事業の実施年度等

本事業において、補助を受けることができる事業実施年度は、以下のとおりとする。なお、当該年度の間であっても、同じ施設について重ねて補助を申請することはできないものとする。

- ① 認定こども園法第3条に基づく認定を受ける年度
- ② 認定こども園法第3条に基づく認定を受けた翌年度
- ③ 認定こども園法第4条に基づく認定申請を行う年度
- ④ ①又は③の場合においては、本補助事業の申請を行った日から30日以内に認定申請書を教育長に提出することを要する。

### 5 補助対象経費

補助対象経費は増築、改築、改修等にかかる工事費及び設備の購入費とし、その範囲は6に定めるとおりとする。なお、増築、改築、改修等にかかる工事費が補助の対象となる事業は、法人が自己の所有する施設について実施する場合のみとする。

### 6 工事費の範囲

#### （1）本工事費

本工事費は、建物の躯体工事（基礎、軸組、床組、小屋組、壁体等）、仕上げ関係工事（屋根、天井、建具、造作、内外装、諸仕上げ等）及び雑工事に要する経費とする。

雑工事には建物に一般的に付随するもので、建物の部分として工事される黒板、掲示板、流し、棚、鏡、室名札、はきもの・雨具・カバン等の物入れ・物掛け、換気扇、排気天蓋、犬走り、テラス、犬走り・テラスに付属する足洗い場・水飲み場等の工事を含める。

ただし、家具、備品とみなされるもの（つくえ、いす、タンス、カーテン等）は建物に固定されていても、原則として本工事費には含めない。

#### （2）附帯工事費

本工事に附帯する工事に要する経費であって、次表左欄に掲げる電灯照明、給水等の附帯工事と同表右欄に示すようなものとする。なお、当該建物に直接関係のない工事、既存建物内部の工事及び同一敷地外の工事は附帯工事に含めないものとする。



工事の種類	附帯工事に含めるもの	
電灯照明工事		差し込み口、取付照明器具、建築当初取付照明灯
実験、実習のための電力工事	左	
給水工事	の	給水管、給水栓、手洗・洗面等の取付器具、給水ポンプ、貯水槽、受水槽、さく井
排水工事	工	排水管、トラップ、排水溜桝、犬走り側溝、排水ポンプ
衛生工事	事	汚水管、トラップ、便器、し尿浄化槽、汚水ポンプ
冷暖房工事	の	配管、ダクト、放熱器、ボイラー及び附属設備一式、冷凍器及び附属設備一式、煙道、煙突
ガス工事	た	ガス配管、諸コック
給食リフト工事	め	給食リフト一式
防火、消火工事	の	火災報知器、感知器、火災警報機、消火栓、スプリンクラー、ボックス一式及び消防署への直接連絡設備
放送等弱電工事	電	室内スピーカー、電気時計
避雷工事	気	避雷針設備工事一式
	配	
	線	
	・	
	配	
	管	
	・	
	変	
	圧	
	器	
	・	
	分	
	電	
	盤	
	・	
	配	
	電	
	盤	

7 設備の購入費及び設置費用（送料、既存設備の撤去費等は除く）

(1) 給食用以外

ア 器具及び備品

一個又は一組 2 万円以上のものであって、消耗品に類するものを除く。

イ 遊具

一個又は一組 2 万円以上のものであって、消耗品に類するものを除く。

(2) 給食用

ア 調理器具及び備品

一個又は一組 2 万円以上のものであって、消耗品に類するものを除く。

別表第3（第2条、第3条関係）（安心こども基金事業）

1 補助事業者  
市町村

2 補助対象事業  
施設の設置主体（事業者）が実施する認定こども園の施設整備に対して助成する事業

3 内容

(1) 定義

この表において使用する用語の意義は、次表に掲げるとおりとする。

用語	意義
幼保連携型認定こども園	認定こども園法第2条第7項に規定する施設
保育所型認定こども園	認定こども園法第3条第2項第2号に規定する施設
幼稚園型認定こども園	認定こども園法第3条第2項第1号又は第4項第1号に規定する施設
幼稚園	学校教育法第1条に規定する施設

(2) 整備対象施設

①幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分

②幼稚園型認定こども園の保育所機能部分

（幼稚園及び保育所機能部分の定員の合計数が20人以上の場合を対象とする。）

(3) 整備内容

この表において、「施設整備」とは、次の種類ごとに掲げる整備区分及び内容をいう。

種類	整備区分	整備内容
新設	創設	・新たに施設を整備すること。
修理	大規模修繕等	・既存施設について別紙1に定める対象事業に係る整備をすること。 ・地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。 ①給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 ②その他必要と認められる上記に準ずる工事
改造	増築 増改築 改築	・既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ・既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。

(4) 施設の設置主体（事業者）

社会福祉法人又は学校法人

4 補助基準額・補助率等

(1) 「新子育て安心プラン実施計画」の採択を受けている市町村（財政力指数が1.0未満の市

町村又は財政力指数が1.0以上であって、整備を行う年度（以下「整備年度」という。）の4月1日現在の待機児童数が10人以上かつ当該年度の保育拡大量が90人以上の市町村に限る。）が策定する市町村整備計画に基づく施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）であって、原則として、「新子育て安心プラン実施計画」上、施設整備を行う認定こども園が所在する保育提供区域において整備年度又は整備年度の次年度の4月1日時点の申し込み児童数が整備年度の4月1日現在の利用定員数を超えることが見込まれている年齢区分（「0歳児」、「1、2歳児」及び「3歳以上児」の3区分。）の利用定員総数が増加する整備を行う場合。又は、保育所等整備交付金の個別嵩上げ協議において、当該整備年度に嵩上げを認められている施設整備事業と同じ保育提供区域、年齢区分の利用定員総数が増加する施設整備事業（創設、増築、増改築に限る。）を行う場合。

ただし、上記原則によらない場合においても、当該整備事業が「新子育て安心プラン実施計画」上、整備年度の4月1日に待機児童が発生していない、又は整備年度の次年度4月1日に発生する見込みがないが、以下（ア）、（イ）により「新子育て安心プラン実施計画」策定後の見込み数を算定すると、待機児童の発生が見込まれる場合は対象とする。

（ア）年度途中で待機児童が発生する見込みがある場合

（i）出生後、年度途中で保育所等を利用する見込み数

〈当該保育提供区域の整備年度又はその次年度の出生見込み数〉 ×

〈当該保育提供区域の直近3カ年以内における0歳児の平均保育利用率〉

（ii）年度途中で育児休業からの復帰に伴い保育所等を利用する見込み数

当該保育提供区域の直近3カ年以内の育児休業からの復帰に伴う年度途中からの平均入所児童数

（イ）隣接する保育提供区域からの利用児童の流入

当該保育提供区域に隣接する保育提供区域からの利用児童がいる場合には、「直近3カ年以内の隣接する保育提供区域からの平均利用児童数」を見込み数としてみる。

（注）「財政力指数」は、県が市町村に対して助成の決定を行う年度において、過去3カ年平均により算出された財政力指数とする。

#### ①補助基準額

別紙3で定める補助基準額表により算出する。

#### ②補助率

国2/3 市町村1/12 事業者1/4

#### （2）（1）以外の場合

##### ①補助基準額

別紙3で定める補助基準額表により算出する。

##### ②補助率

国1/2 市町村1/4 事業者1/4

### 5 補助金額の算定方法

補助対象事業に対する補助金額は、次の（a）により算出した額の合計と（b）により算出した額の合計額とを比較していずれか小さい方の額に補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（a）補助対象事業について、工事請負契約を締結する単位ごとに、別紙2（算定基準表）、別紙3（補助基準額表）で定める基準により算出した額

（b）工事請負契約を締結する単位ごとに、別紙2（算定基準表）で定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較していずれか少ない方の額

## 6 対象経費

別紙2（算定基準）で定める対象経費のとおり。

## 7 留意事項

(1) 次に掲げる費用については、対象としないものとする。

- ① 土地の買収又は整地に関する費用
- ② 職員の宿舍に要する費用
- ③ その他施設整備費として適当と認められない費用

(2) 次に掲げる事項を交付する場合の条件とする。

- ① 交付申請を行う時点で、原則として、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園のいずれかであること。
- ② 幼稚園型認定こども園の整備において一体的に幼稚園部分の改築等を行う場合、また、既存の幼保連携型施設が、認定こども園としての機能を更に拡充させるために行う施設整備についても、対象とする。
- ③ 本事業により3(2)①について施設整備費の補助を受ける事業者に対しては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。
- ④ 本事業により3(2)②について施設整備費の補助を受ける施設に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和39年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により、文部科学大臣又は厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日まで、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条の規定に基づく施設型給付、同法第28条の規定に基づく特例施設型給付又は同法第65条の規定に基づく保育の実施に係る委託費において減価償却費加算を適用することはできないものとする。

(3) 財産処分について

- ① この補助金により施設整備を行う際に、過去に私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成31年3月29日付け30文科初第1368号「私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）等に係る財産処分の承認について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、事前に相談すること。
- ② この補助金により施設整備を行う際に、過去に厚生労働省所管一般会計補助金等の交付を受け取得した財産について、取り壊し等の財産処分を行う場合には、平成20年4月17日雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」による財産処分の承認手続き等が必要であるので、事前に相談すること。

#### 別表第4（第5条関係）

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 高知県認定こども園施設整備費補助金（国庫補助事業）における大規模修繕等の取扱いについて

## 1 大規模修繕等対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	<p>ア 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事</p> <p>イ 衛生環境の改善を目的としたトイレ及び給食調理場の改修工事、手洗い場の設置・改修（1園当たり300万円以上の事業を対象とする。）</p>
(2) 施設の附帯設備の改造	<p>一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等附帯設備の改造工事</p>
(3) 施設の冷暖房設備の設置	<p>分散保育のために空き教室等を活用する際に、熱中症対策等を目的として必要となった施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改修工事（1園当たり300万円以上の事業を対象とする。）</p>
(4) 施設の模様替	<p>狭隘な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事</p>
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	<p>① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等</p> <p>② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事（1園当たり30万円以上の事業を対象とする。）</p>
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	<p>消防法設備等（スプリンクラー設備を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備</p>
(7) 特殊付帯工事	<p>既存施設について、建物に固定して一体的に整備する工事（対象となる事業については、2 「特殊付帯工事対象事業」による。）</p>
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	<p>都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p>

<p>(9) 耐震化等整備事業</p>	<p>地震防災対策上必要な補強改修工事であって、既存施設について私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成11年4月1日文部大臣裁定）別表1第3項及び別表2に準じて整備される工事</p>
<p>(10) その他施設における大規模修繕等</p>	<p>特に必要と認められる上記に準ずる工事</p>

※交付対象は、対象工事費が500万円以上の事業とする（上記内容に定めがあるものを除く。）

## 2 特殊付帯工事対象事業

### (1) 資源有効活用整備

#### ア 趣旨

認定こども園等において施設で消費する資源の有効活用及び地域環境の保全に資すること等により、施設利用者及び地域社会に対し快適な生活環境を提供する施設作りの推進を図る。

#### イ 対象施設

対象となる施設は、認定こども園等であって、建物に固定して一体的に整備するものとする。

#### ウ 対象経費

建物に固定して一体的に整備する次に掲げるもので、その整備に係る工事費又は工事請負費とする。

##### (ア) 水の循環・再利用に整備

施設から排出される生活雑排水等の循環・再利用のための整備

##### (イ) 生ゴミ等処理の整備

施設から出るごみの有効活用及び排出量の抑制等ゴミ処理のための整備

##### (ウ) ソーラーの整備

光熱水費等の節減及び地域の環境保全のためのソーラーの整備

##### (エ) その他

資源の有効活用及び地域の環境保全のための整備であって必要と認められるもの

### (2) 屋外教育環境整備

#### ア 趣旨

施設の屋外環境を様々な体験活動の場として活用し、たくましく心豊かな子供達を育成するため、屋外教育環境の一体的な整備充実を図る。

#### イ 対象施設

創設・増築・増改築・改築と同一年度に整備を行う幼保連携型認定こども園

#### ウ 対象経費

私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）交付要綱（平成11年4月1日文部大臣裁定）別表1第2項及び別表2に準じて整備されるもので、設置工事等を伴うもの。



別紙2 (算定基準表)

算 定 基 準  
(創設、増築、増改築、改築)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>別紙3に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p> <p>(対象経費の実支出額に実施設計費等(工事管理費は除く。)がある場合は、設計料加算の基準額を加算することができる。)</p>	<p>施設の整備(施設の整備と一体的に整備されるものであって、教育長が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(別表1の6留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>
	特殊附帯工事費	<p>別紙3に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p>	<p>特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費</p>
	解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	<p>別紙3に掲げる1施設当たりの交付基準額を基準とする。</p>	<p>解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(大規模修繕等)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
施設整備	本体工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。）その他特別な工事費については、次のいずれか低い方の価格を基準に教育長が必要と認めた額とする。</p> <p>（１）公的機関（市町村の建築課等）の見積もり</p> <p>（２）工事請負業者２社の見積もり</p>	<p>施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、教育長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（別紙１の６留意事項（１）に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。）、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。（以下同じ。）</p>
	仮設施設整備工事費	<p>大規模修繕等（耐震化等整備事業を含む。）については、教育長が必要と認めた額とする。</p>	<p>仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p>

算 定 基 準

(防犯対策整備)

1 区分	2 種目	3 基準	4 対象経費
防犯対策 整備	本体工事費	<p>防犯対策の整備に係る工事費については、次の取扱いとする。</p> <p>ア 門、フェンス等の外構の設置、修繕等</p> <p>次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関(市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積り</p> <p>ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p> <p>イ 非常通報装置等の設置</p> <p>次のいずれか低い方の価格に2分の1を乗じた額と900,000円を比較していずれか少ない方の価格を基準とする。</p> <p>(1) 公的機関(市町村の建築課等)の見積り</p> <p>(2) 工事請負業者2社の見積り</p> <p>ただし、(1)、(2)のいずれかの見積り額が300,000円未満の場合は、本事業の対象としない。</p>	<p>防犯対策に必要な工事費又は工事請負費(別表1の6留意事項(1)に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を上限額とする。以下同じ。)、実施設計に要する費用。</p> <p>ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。(以下同じ。)</p>

別紙3（補助基準額表）

- 1 補助基準額は、以下の表のとおりとする。
- 2 都市部とは、交付決定年度における4月1日現在の人口密度が、1,000人/k㎡以上の市町村をいう。

<本体工事>

- ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分  
 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分

単位：千円

定員区分	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	55,200	60,800	73,000	80,400
定員21～30名	57,900	63,700	76,500	84,200
定員31～40名	67,200	74,100	89,000	97,800
定員41～70名	76,900	84,500	101,400	111,700
定員71～100名	99,800	109,800	131,800	145,000
定員101～130名	120,100	132,000	158,500	174,300
定員131～160名	139,000	152,800	183,400	201,800
定員161～190名	157,900	173,700	208,600	229,300
定員191～220名	175,400	193,000	231,800	254,900
定員221～250名	194,400	213,900	256,500	282,300
定員251名以上	216,100	237,600	285,300	313,700
特殊付帯工事	8,310		10,920	
設計料加算	本体工事費及び特殊付帯工事費に係る基準額の5%			

（留意事項）

- (1) 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- (2) 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分と児童福祉施設としての保育を実施する部分の両方に特殊付帯工事の基礎額を計上する場合、以下の算出方法で得た額を基準額とすること。
  1. 特殊付帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」を行う場合  
 整備後の幼稚園部分（1号認定の子どもに係る部分）の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額に乗じて得た額（千円未満切捨）を認定こども園施設整備交付金の基準額とすること。
  2. 特殊付帯工事対象事業のうち「屋外教育環境整備」のみを行う場合  
 「屋外教育環境整備」は認定こども園施設整備交付金における対象事業であるため、基準

額については認定こども園施設整備交付金に計上すること。

3. 特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」及び「屋外教育環境整備」を行う場合

次の手順により、基準額の按分を行うこと。

- ①「屋外教育環境整備」に係る対象工事費を特殊附帯工事全体に係る対象工事費で除して得た数を基準額に乗じて得た額（千円未満切捨）を算定し、「屋外教育環境整備」に係る基準額とすること。
- ②整備後の幼稚園部分（1号認定の子どもに係る部分）の定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、基準額から上記①の「屋外教育環境整備費」に係る基準額を引いた額に乗じて得た額（千円未満切捨）を算定し、「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事」に係る基準額（1号認定子ども分）とすること。
- ③「屋外教育環境整備」に係る基準額と「屋外教育環境整備以外の特殊附帯工事（1号認定子ども分）」に係る基準額の合計を認定こども園施設整備交付金の基準額とすること。

- (3) 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模（幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。）に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

単位：千円

定員区分	基準額（1施設当たり）	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	38,600	50,800
定員21～30名	40,400	53,400
定員31～40名	47,100	62,300
定員41～70名	53,800	70,800
定員71～100名	69,700	92,100
定員101～130名	84,100	111,000
定員131～160名	97,200	128,400
定員161～190名	110,600	145,900
定員191～220名	122,800	162,100
定員221～250名	135,900	179,500
定員251名以上	151,100	199,500

（留意事項）

- （1） 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で工事に係る定員を算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- （2） 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備後の1号認定子どもの定員規模（保育所型認定こども園の認定に係る定員）に該当する基準額とすること。

ウ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分

単位：千円

定員区分	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員 20 名以下	110,700	121,700	146,000	160,700
定員 21～30 名	115,900	127,700	153,000	168,400
定員 31～40 名	135,000	148,300	178,200	195,800
定員 41～70 名	153,800	169,200	203,000	223,500
定員 71～100 名	199,800	219,900	263,800	290,200
定員 101～130 名	240,300	264,400	317,200	348,900
定員 131～160 名	278,200	306,100	367,200	404,100
定員 161～190 名	315,900	347,600	417,200	458,900
定員 191～220 名	351,200	386,100	463,700	509,700
定員 221～250 名	388,900	427,800	513,400	564,800
定員 251 名以上	432,200	475,400	570,600	627,600
特殊附帯工事	16,750		22,010	
設計料加算	本体工事費に係る基準額（保育所開設準備費加算、土地借料補助加算を除く）の 5%			
保育所開設準備費加算	次に掲げる整備後の定員区分における基準額に増加定員数を乗じて加算			
	定員 20 名以下	57		
	定員 21～30 名	43		
	定員 31～40 名	38		
	定員 41～70 名	32		
	定員 71～100 名	27		
	定員 101～130 名	21		
	定員 131～160 名	20		
定員 161 名以上	19			
土地借料補助加算	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	24,800		32,500	
地域の余裕スペース活用促進加算	標準	都市部	標準	都市部
	3,680	4,020	4,740	5,240

(留意事項)

- (1) 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。(いずれも、小数点以下切捨て)

- (2) 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
  - (3) 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。
  - (4) 土地借料補助加算については、新たに土地を貸借して認定こども園を整備する場合に加算すること。
  - (5) 地域の余裕スペース活用促進加算については、地域の余裕スペース（学校、公営住宅、公民館、公有地、公園などの都市施設など）を活用して認定こども園を整備する場合において、本体工事の補助基準額に加算すること。
  - (6) 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」（平成20年6月12日 雇児発第0612004号）を準用して整備すること。
  - (7) 幼保連携型認定こども園の保育所部分（別表3（安心こども基金事業））と幼稚園部分（別表1（国庫補助事業））の施設整備を同時に行い、かつ特殊附帯工事対象事業のうち「資源有効活用整備」を行う場合の特殊附帯工事の基準額については、「保育所部分の基準額＝別紙3（補助基準額表）ウの表の基準額－幼稚園部分の基準額（注）」で算定すること。
- (注) 幼稚園部分の基準額：別紙3（補助基準額表）アの表の特殊附帯工事の基準額（又は認定こども園施設整備交付金の特殊附帯工事の基準額を国庫負担割合で割り戻した額）

エ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分

単位：千円

定員区分	基準額（1施設当たり）	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	77,300	102,000
定員21～30名	81,100	107,200
定員31～40名	94,300	124,600
定員41～70名	107,700	142,200
定員71～100名	139,700	184,400
定員101～130名	168,100	221,900
定員131～160名	194,600	257,000
定員161～190名	221,200	292,100
定員191～220名	245,600	324,300
定員221～250名	272,100	359,300
定員251名以上	302,400	399,300

(留意事項)

- (1) 増築、一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×整備する面積／整備後の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- (2) 大規模修繕等については、対象経費の実支出額を基準額とすること。
- (3) 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。



<解体撤去工事>

- ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分  
 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分

単位：千円

定員区分	基準額（1施設当たり）			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,107	1,217	1,460	1,607
定員21～30名	1,254	1,381	1,657	1,823
定員31～40名	1,673	1,841	2,209	2,432
定員41～70名	2,105	2,318	2,781	3,060
定員71～100名	2,971	3,267	3,923	4,313
定員101～130名	3,566	3,923	4,705	5,178
定員131～160名	4,458	4,904	5,884	6,474
定員161～190名	5,349	5,885	7,063	7,768
定員191～220名	6,241	6,866	8,238	9,064
定員221～250名	7,134	7,847	9,416	10,359
定員251名以上	8,025	8,828	10,594	11,654

（留意事項）

- （1） 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- （2） 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模（幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。）に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

単位：千円

定員区分	基準額（1施設当たり）	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	773	1,021
定員21～30名	878	1,158
定員31～40名	1,171	1,546
定員41～70名	1,474	1,945
定員71～100名	2,078	2,746
定員101～130名	2,494	3,295
定員131～160名	3,120	4,119
定員161～190名	3,744	4,942
定員191～220名	4,369	5,768
定員221～250名	4,993	6,591
定員251名以上	5,618	7,414

（留意事項）

- （１） 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- （２） 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備前の1号認定子どもの定員規模（保育所型認定こども園の認定に係る定員）に該当する基準額とすること。

ウ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分

単位：千円

定員区分	基準額（1施設当たり）			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	2,214	2,437	2,922	3,215
定員21～30名	2,511	2,762	3,313	3,647
定員31～40名	3,348	3,684	4,422	4,864
定員41～70名	4,215	4,637	5,562	6,118
定員71～100名	5,943	6,539	7,846	8,630
定員101～130名	7,133	7,847	9,415	10,358
定員131～160名	8,917	9,809	11,770	12,947
定員161～190名	10,700	11,771	14,125	15,537
定員191～220名	12,485	13,733	16,480	18,127
定員221～250名	14,268	15,696	18,832	20,717
定員251名以上	16,052	17,658	21,189	23,309

（留意事項）

- （１） 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- （２） 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

エ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分

単位：千円

定員区分	基準額（1施設当たり）	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	1,550	2,045
定員21～30名	1,758	2,320
定員31～40名	2,343	3,093
定員41～70名	2,950	3,892
定員71～100名	4,159	5,492
定員101～130名	4,992	6,590
定員131～160名	6,241	8,238
定員161～190名	7,490	9,887
定員191～220名	8,740	11,535
定員221～250名	9,987	13,185
定員251名以上	11,237	14,830

（留意事項）

- （１） 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- （２） 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。

<仮施設整備工事>

- ア 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を実施する部分  
 幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園部分

単位：千円

定員区分	基準額（1施設当たり）			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて 実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	1,971	2,169	2,601	2,863
定員21～30名	2,407	2,647	3,177	3,495
定員31～40名	2,917	3,208	3,850	4,236
定員41～70名	4,052	4,458	5,349	5,884
定員71～100名	6,079	6,687	8,024	8,827
定員101～130名	7,296	8,025	9,630	10,594
定員131～160名	9,120	10,034	12,039	13,243
定員161～190名	9,972	10,969	13,162	14,479
定員191～220名	11,633	12,797	15,358	16,891
定員221～250名	13,296	14,626	17,551	19,306
定員251名以上	14,958	16,454	19,745	21,720

（留意事項）

- (1) 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- (2) 幼保連携型認定こども園において学校としての教育を行う部分及び幼稚園型認定こども園の幼稚園部分を整備する場合、整備前の1号認定子ども等の定員規模（幼稚園、幼保連携型認定こども園にあつては認可定員、幼稚園型認定こども園にあつては認定に係る定員とする。）に該当する基準額とすること。

イ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分

単位：千円

定員区分	基準額（1施設当たり）	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	1,380	1,822
定員21～30名	1,684	2,223
定員31～40名	2,042	2,694
定員41～70名	2,835	3,744
定員71～100名	4,256	5,618
定員101～130名	5,106	6,741
定員131～160名	6,383	8,427
定員161～190名	6,978	9,212
定員191～220名	8,143	10,748
定員221～250名	9,306	12,284
定員251名以上	10,470	13,820

（留意事項）

- （１） 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- （２） 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分を整備する場合、整備前の1号認定子どもの定員規模（保育所型認定こども園の認定に係る定員）に該当する基準額とすること。

ウ 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分

単位：千円

定員区分	基準額（1施設当たり）			
	右記以外		津波避難対策緊急事業計画に基づいて 実施される事業に係る場合	
	標準	都市部	標準	都市部
定員20名以下	3,945	4,338	5,206	5,727
定員21～30名	4,814	5,296	6,356	6,990
定員31～40名	5,836	6,419	7,704	8,474
定員41～70名	8,106	8,917	10,700	11,770
定員71～100名	12,160	13,376	16,051	17,657
定員101～130名	14,593	16,052	19,261	21,189
定員131～160名	18,241	20,065	24,080	26,488
定員161～190名	19,945	21,939	26,326	28,960
定員191～220名	23,268	25,595	30,716	33,786
定員221～250名	26,593	29,253	35,104	38,613
定員251名以上	29,917	32,911	39,491	43,440

（留意事項）

- （１） 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- （２） 幼保連携型認定こども園において児童福祉施設としての保育を実施する部分を整備する場合、当該部分の定員規模に該当する基準額とする。

エ 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分

単位：千円

定員区分	基準額（1施設当たり）	
	右記以外	津波避難対策緊急事業計画に基づいて実施される事業に係る場合
定員20名以下	2,760	3,644
定員21～30名	3,370	4,448
定員31～40名	4,085	5,391
定員41～70名	5,673	7,489
定員71～100名	8,511	11,237
定員101～130名	10,214	13,481
定員131～160名	12,767	16,854
定員161～190名	13,959	18,427
定員191～220名	16,287	21,499
定員221～250名	18,614	24,569
定員251名以上	20,941	27,642

（留意事項）

- （１） 一部改築等、定員のすべてが工事にかからない場合は、既存施設の工事にかかる定員数を整備前の総定員数で除して得た数を、整備前の総定員数の規模における基準額に乗じて得た額を基準額とすること。工事に係る定員数が算定できない場合は、「工事にかかる定員数＝総定員数×解体面積／既存施設の面積」で算定すること。（いずれも、小数点以下切捨て）
- （２） 幼稚園型認定こども園の保育所機能部分を整備する場合、当該機能部分の定員規模に該当する基準額とすること。



別紙 4

補助対象事業	区分	補助対象者	補助対象経費	補助基準額	補助率
子育て支援	(1) 増築、改築	認可外保育施設設置者	子育て支援事業実施にあたり、施設を増築又は改築するために要する経費。 補助対象面積は30㎡を限度とする。	各区分の事業に要する経費を合算し、5,000千円を限度とする。(ただし、(1)及び(2)の事業に要する経費は、5,000千円未満であること。) (3)設備に要する経費は2,000千円を限度とする。	
	(2) 改修等	私立幼稚園設置者 私立保育所設置者 認可外保育施設設置者	既存の建物を取り壊さず、空き教室を子育て支援事業実施のために模様替え等するために要する経費。 補助対象面積は30㎡を限度とする。		
	(3) 設備	私立幼稚園設置者 私立保育所設置者 認可外保育施設設置者	子育て支援事業の実施にあたり、必要となる設備(附帯工事に含まれない備品的なもの)の購入に要する経費。		
私立幼稚園に併設する認可外保育施設の整備	(1) 設備	私立幼稚園設置者	認可外保育の実施にあたり必要となる設備(附帯工事に含まれない備品的なもの)の購入に要する経費。	2,000千円を限度とする。	1/2 以内
調理室	(1) 増築、改築	私立幼稚園設置者	認可外保育施設の給食実施にあたり、調理室を増築又は改築するために要する経費。 補助対象面積は30㎡を限度とする。	各区分の事業に要する経費を合算し、5,000千円を限度とする。(ただし、(1)及び(2)の事業に要する経費は、5,000千円未満であること。) (3)設備に要する経費は2,000千円を限度とする。	
	(2) 改修等		認可外保育施設の給食実施にあたり、既存の建物を取り壊さず、調理室の模様替え等するために要する経費。 補助対象面積は30㎡を限度とする。		
	(3) 設備		認可外保育施設の給食実施にあたり、調理室用または調理用の設備(附帯工事に含まれない備品的なもの)を購入するために要する経費。		

(注)「私立幼稚園設置者」は、形態を問わない。

「私立保育所設置者」は、形態を問わない。ただし、高知市に設置された保育所を除く。

「認可外保育施設設置者」は、形態を問わない。